

定 款

名 称 一般社団法人ホームレス問題の授業づくり全国ネット
ト

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、名称を「一般社団法人ホームレス問題の授業づくり全国ネット」という。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、日本各地で頻発する、子ども・若者による「ホームレス」の人々への襲撃事件に対し、「ホームレス」の人々も子ども・若者も安心して生きていける社会を実現するため、あらゆる命・人権を尊重する「ホームレス問題の授業」を、教育現場で普及させていくことを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

1. ホームレス問題の授業実践、および講師紹介
2. 授業促進のため学校、地域、社会、行政、メディアへの呼びかけ・啓発
3. 教材用ビデオの制作と普及
4. 教材用書籍の作成と普及
5. 研修活動集会
6. 文部科学省、教育委員会、厚生労働省などへの要請
7. さまざまな人権教育活動との連携
8. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び会員

(社員及び会員の種別)

第6条 当法人は、社員、賛同会員及びML会員をもって構成する。

- 2 社員とは、当法人の目的に賛同して入社した者とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。
- 3 社員を正会員と呼ぶ。
- 4 賛同会員とは、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体をいう。
- 5 ML会員とは、当法人の目的に賛同して情報交換のための当法人が運営するメーリングリストに参加する個人又は団体をいう。

(入社及び入会)

第7条 社員、賛同会員及びML会員になろうとする者は、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の支払義務)

第8条 社員及び賛同会員は、社員総会で定める額の会費を支払わなけれ

ばならない。本条の会費は、社員については、法人法第27条に規定する経費とする。

(抛出金品の不返還)

第9条 当法人に納入された会費・寄付金および物品等は返還しない。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員及び賛同会員の氏名及び住所を記載した「社員・賛同会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「社員・賛同会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の社員及び賛同会員に対する通知又は催告は、「社員・賛同会員名簿」に記載した住所、又は社員若しくは賛同会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

3 当法人の社員及び賛同会員は、その氏名及び住所又は居所に変更を生じた時は、その事項につき、届け出なければならない。

(退社及び退会)

第11条 社員、賛同会員又はML会員は、次に掲げる事由によって退社又は退会する。

1. 社員、賛同会員又はML会員本人の退社又は退会の申し出。
ただし、退社又は退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2. 2年を超えて会費を滞納したとき。

3. 死亡又は解散

4. 除名

2 退社又は退会しようとする者は、ML会員を除き、退会する年度までの会費を完納しなければならない。

(除名)

第12条 社員及び会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

1. 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為があったとき。
 2. 当法人の社員又は会員としての義務に違反したとき。
- 2 前項の社員総会の決議は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 当法人は次の役員を置く。

1. 理事 10名以内
 2. 監事 1名以上3名以内
- 2 理事会において理事の過半数をもって、代表理事を選出する。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は社員総会において社員の中から選任する。

- 2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

(役員及び機関の職務)

第15条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事会は、当法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 代表理事及び理事の業務執行の状況を監査すること。
2. 当法人の財産の状況を監査すること。
3. 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実があることを発見した場合には、これを理事会に報告すること。
4. 前号の報告をするために必要がある場合には、理事会の招集を請求すること。
5. 代表理事及び理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事会に意見を述べること。

(任期等)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した理事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 補欠により就任した監事の任期は、前任者任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第4章 社員総会

(社員総会の開催)

第17条 定時総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 2. 社員総数の5分の1以上から会議目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(社員総会の招集)

第18条 社員総会は、法人法第37条第2項の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した社員の中から選出する。

(議決)

第20条 社員総会の議事は、この定款及び法人法に規定するもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権等)

第21条 本定款に定めるものを除き、各社員の議決権は、平等なるものとする。

2 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第 5 章 理事会

(理事会の構成)

第 2 3 条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、その理事会の審議事項について意見のある社員は、その理事会に出席した理事の 2 分の 1 以上の同意を得た場合に参加が認められる。

(理事会の招集と定足数)

第 2 4 条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は他の理事より請求があったときには、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を知らせる書面、電子メール若しくは電話により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。
- 5 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。

(理事会の議長)

第 2 5 条 理事会の議長は代表理事がこれをつとめる。

(理事会の議決)

第 2 6 条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(理事会の議決の省略)

第 2 7 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があった

ものとみなす。

(理事会議事録)

第28条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業計画及び予算)

第29条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の承認を経て社員総会の議決を受けなければならない。

(暫定予算)

第30条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第31条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算追加及び更正)

第32条 当法人にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は補正をすることができる。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第33条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、

かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（剰余金の不配当）

第34条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

（事業年度）

第35条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終る。

（計算書類等の備置き）

第36条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 雑 則

（定款の変更）

第37条 当法人が定款を変更しようとするときは、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

（解散）

第38条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 社員総会の決議

2. 目的とする活動に係る事業の成功の不能
 3. 社員が欠けたこと
 4. 合併（合併により当法人が消滅する場合）
 5. 破産手続開始の決定
 6. 裁判所の解散命令
- 2 前項第1号の事由により当法人が解散するときは、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

（残余財産の帰属）

第39条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、国庫に帰属させる。

（合併）

第40条 当法人が合併しようとするときは、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の社員総会の議決を経なければならない。

（細則）

第41条 この定款の施行について必要な細則は、理事会で定める。

第8章 附 則

（設立時社員の氏名及び住所）

第42条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都国分寺市東戸倉二丁目34番地13

設立時社員 北村年子

大阪市西成区山王一丁目8番18号

設立時社員 生田武志
大阪府和泉市伯太町1247番地の7
設立時社員 安田和人
大阪府吹田市五月が丘南14番22-501号
設立時社員 松井克行

(設立時役員)

第43条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 北村年子
設立時理事 生田武志
設立時理事 安田和人
設立時監事 松井克行
東京都国分寺市東戸倉二丁目34番地13
設立時代表理事 北村年子
大阪市西成区山王一丁目8番18号
設立時代表理事 生田武志

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年12月31日までとする。

(会費の額)

第45条 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会費 正会員：5,000円(個人) 10,000円(団体)
賛同会員：一口1,000円(個人・団体とも何口でも)
ML会員：無料

以上、一般社団法人ホームレス問題の授業づくり全国ネットを設立するため、設立時社員生田武志外3名の定款作成代理人である司法書士吉澤正勝は、電磁

的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

設立時社員	生田	武志
設立時社員	北村	年子
設立時社員	安田	和人
設立時社員	松井	克行

上記各設立時社員の定款作成代理人 司法書士 吉澤正勝